

## ●入会基準について

児童クラブに入会できる児童は、保護者全員が放課後等に児童をみることができず、次のいずれかに該当する場合です。

入会の理由	状況等	基 準	必要書類
家庭外労働	家庭外で仕事をするため、放課後等に児童をみることができない。 ※就労予定（内定済）を含む。	1か月に64時間以上仕事をしていて、次のいずれかに該当すること。 ① 勤務の終了時刻が14時以降 又は帰宅時刻が15時以降 ② 勤務の開始時刻が19時以前又は 勤務のため家を出発する時刻が18時以前 ※「長期休暇中のみの利用」または 「1年生の利用」の場合、①②は問わない。	○就労証明書 ＊勤務先または支店、派遣先等の事務所が作成したもの ○自営業申立書
家庭内労働	家庭内で日常の家事以外の仕事をするため、放課後等に児童をみることができない。		
妊娠・出産	妊娠中または出産後そのため、放課後等に児童をみることができない。	出産予定月をはさんで、産前、産後各2か月の合計5か月。ただし、実際の出産が出産予定月と異なった場合は、期間が変更となる。	○母子手帳の写し ＊母子手帳の表紙と出産予定日（若しくは出産日）がわかるページの写し
疾病・障がい等	保護者の病気やケガによる通院や入院、心身の障がいのため、放課後等に児童をみることができない。	医師の診断書により放課後等に児童をみることできない旨がわかる場合に限る。	○（下校後保育ができないことがわかる）診断書の写し、もしくは身体障害者手帳等の写し
介護・病気の看護等	長期にわたり病人や心身障がい者の介護・看護等にあたっているため、放課後等に児童をみることができない。		○介護、看護が必要な者の診断書の写し、もしくは身体障害者手帳等の写し
災害復旧	震災や風水害や火災などの災害のため、その復旧にあたっており、放課後等に児童をみることができない。		○罹災証明書がある場合は証明書等
就 学	学校または職業訓練等に通っている（自宅外）ため、放課後等に児童をみることができない。		○在学証明書、授業時間（カリキュラム）がわかるもの
その他	虐待やDVのおそれがあるなど、運営委員会や松山市こどもえがお課が必要と認める場合。		○運営委員会及び松山市こどもえがお課が必要と認める書類

※受け入れ人数に余裕がある場合、上記の条件を緩和し、入会を許可する場合もあります。